

別添 1

善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区等指定書

善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区等指定

善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区

1 指定の区域

京都府京丹後市大宮町善王寺及び峰山町長岡の一部

2 指定に係る国内希少野生動植物種

ヒュノビウス・アベイ（アベサンショウウオ）

（平成7年4月1日種指定）

3 生息地保護区の区域の保護に関する指針

（1）アベサンショウウオの個体の生息のために確保すべき条件

アベサンショウウオの生息地は、京都府丹後地方、兵庫県但馬地方、福井県嶺北地方及び石川県加賀地方の各一部に限られている。また、各生息地域は分断されているため、地域間の個体の移動は認められない。そのため、本種を保護するためには、各地域の主要な生息地を保護することが重要である。

特に当該区域は、本種が昭和7年に初めて確認されて以来継続的に生息が確認され、京都府丹後地方の中でも生息状況が安定している地域である。また、当該区域は、本種の基準産地となっており、生物分類学上重要な地域である。

本種は、毎年12月中旬から下旬にかけて、湧水があり、泥底で落葉、枯木等が堆積する池又は水路で産卵し、卵は2月中旬にふ化する。幼生は、6月下旬から7月上旬にかけて変態して上陸し、落葉広葉樹林又は竹林内の林床に生息する。

このような生活史をもつ本種の生息には、繁殖場所及び幼生の生息地として林内又は林縁にある池及び水路が、成体の生息地として湿潤な林床を持つうっ閉した落葉広葉樹林が必要である。

当該区域は、本種の生息に必要な環境が良好に維持されているだけでなく、池及び水路に湧水を供給する湧水源を含んだひとまとまりの森林である。

このような状況から、兵庫県但馬地方の大岡アベサンショウウオ生息地保護区に続いて、京都府丹後地方の主要な生息地である当該区域を生息地保護区に指定し、保護することが必要である。

（2）生息条件の維持のための環境管理の指針

本種の生息条件を維持するためには、繁殖場所又は幼生の生息環境となる池及び水路並びにそれらの湧水源並びに成体の生息環境となる水辺周辺の森林の保護が特に重要であることから、生息地保護区のうち、本種の生息が多く確認されている池及び水路並びにそれらの湧水源並びに周辺の森林を含む区域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

また、ごみ散乱による生息環境の悪化を防止するための巡視を地元NPO等と連携協力して実施するとともに、生息環境の悪化要因を解消するための適切な森林・

竹林の管理、水路からの枝葉のかき出し等を必要に応じて行うものとする。

善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区管理地区

1 指定の区域

善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区の区域の一部

2 指定に係る国内希少野生動植物種

ヒュノビウス・アベイ（アベサンショウウオ）

3 管理地区の区域の保護に関する指針

(1) アベサンショウウオの個体の生息のために確保すべき条件

当該区域に生息する本種の個体群を保護するためには、生息地保護区のうち本種の繁殖場所又は幼生の生息環境となる池及び水路並びにそれらの湧水源並びに成体の生息環境となる水辺の森林を含む地域のうち特に重要な区域を保護する必要がある。

(2) 生息条件の維持のための環境管理の指針

ア 工作物の設置等

本種の生息条件の維持を困難とするような工作物の設置、宅地造成その他の土地の形質変更、土石の採取等を行わないこと。

イ 木竹の伐採

本種の生息条件である湿潤な林床を持つうっ閉した落葉広葉樹林、湧水等を保全するため、通常の実管理行為以外の木竹の伐採を行わないこと。